

諮 問

豊前市立学校通学区域審議会会長 様

豊前市立学校通学区域審議会規則第2条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

諮 問 事 項

「豊前市立学校再編成の通学区域について」

令和4年6月30日

豊前市教育委員会